

平成29年度第4回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議

1 開催日時 平成30年2月8日(木) 午前10時開会

2 開催場所 市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

委員長	片倉 憲太郎	委員	弘中 邦典
副委員長	柳瀬 芳枝	委員	和田 操
委員	佐藤 ちひろ	委員	大熊 賢滋
委員	小貫 篤史	委員	千貫 啓太
委員	小熊 良	委員	寺田 陽一
委員	高橋 広幸	委員	伊藤 桂子
委員	小林 清子	委員	中島 友子
委員	田中 直子	委員	阿蘇 由紀子
委員	進藤 節子		

4 欠席委員

委員	中山 恵美子	委員	神崎 保
委員	福島 桜子		

5 出席職員

福祉部長	宮嶋 亮二
子育て支援課長	今関 磨美
子育て支援課副課長(子育て環境推進班長事務取扱)	竹川 義治
子育て支援課こども家庭班長	今村 豪
子育て支援課子ども家庭班 主査	半沢 佐知子
子育て支援課子育て環境推進班 副主査	巽 浩二郎
保育課長	高浦 正充
保育課保育班長	勝畑 孝光
保育課保育班 副主査	松尾 晋治
教育部参事(生涯学習課長事務取扱)	小阪 潤一郎
学校教育課副課長(学事保健班長事務取扱)	泉水 雄一郎

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

7 議題

- (1) 認定こども園の利用定員の設定に係る意見聴取について
- (2) 事業所内保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について
- (3) 袖ヶ浦市子育て応援プランの一部変更に係る意見聴取について
- (4) その他

8 議事

1 開 会

2 委員長挨拶

※委員長より挨拶

3 議 題

(1) 認定こども園の利用定員の設定に係る意見聴取について

片倉議長

それでは、議題に入ります。

議題（1）認定こども園の利用定員の設定に係る意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

※事務局から資料1により説明

【 質疑・応答 】

片倉議長

ただ今、認定こども園の利用定員の設定に係る意見聴取について説明がありました。

ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

はい、中島委員。

中島委員

入園希望者が定員を上回ってしまった場合はどうされるのでしょうか。

片倉議長

事務局お願いします。

事務局

認定こども園は、1号と2号・3号という区分がありまして、保育部分である2号・3号につきましては、市が入所調整を行い、点数の高い順に入所を決定していきます。幼稚園部分である1号につきましては、園が直接募集を行い入所の決定をしますので、応募が定員を上回った場合は、園の方針によって決定します。

片倉議長

よろしいですか。他にありますか。

片倉議長

はい、高橋委員。

高橋委員

スライド6の利用定員の設定の基本的な考え方の認可定員について、「教育・保育できる児童数の上限として認められた定員」とはどういうことが説明していただきたいことと、利用定員の(2)

で、「事業者の意向に加え、当該施設の今後の利用の見込みなどを考慮する」とありますが、事業者の意向や今後の利用見込みを考慮して決定した事例があれば、教えてください。

片倉議長

事務局お願いします。

事務局

まず、認可については県が行いますが、認可をする際には保育教諭の配置人数や、部屋の広さ等様々な基準がありますので、その基準を満たしていなければならないということがあります。その基準に従って、お預かりできるお子さんの人数にも上限が決まりますので、その範囲内で認可定員を定めることとなります。ただし、現在都市部等を中心に待機児童の問題があつて、国からは弾力的な運用が可能であるということが示されていますので、例えば、保育教諭の配置や部屋の面積が基準に従って確保されている場合、認可定員を上回って受け入れをしているという実態はあります。

利用定員の事例については、市内では現在のところ認可定員と利用定員を一致させています。「今後の利用見込みを考慮」と書いておりますのは、今、全国的な人口減少が問題となっている中で、今後お子さんの人数が減っていくということが考えられます。そうすると、例えば認可定員としては50人としていても、実際にはお子さんの利用が20人しかないという場合、利用定員を50人のままにしておくと、保育給付の金額が少なくなってしまう。スライド7を見ていただければと思いますが、参考の給付費の表では利用定員が多いほど、給付費の単価が少なくなるという構造になっています。利用者が少なくなっているのに、利用定員を下げなかった場合、給付費の単価が低くなってしまい、結果的に運営する施設側の負担が大きくなってしまふということがあります。今は認可定員と利用定員を一致させていますが、先々、子どもの人数が減ってきた場合、認可定員の範囲内で利用定員を少なく設定する場合もあると思います。

片倉議長

よろしいですか。他に意見はありますか。

それでは意見がないようですので、認定こども園の利用定員の設定に係る意見聴取について、議題を終了いたします。

(2) 事業所内保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

片倉議長

次に、議題(2)事業所内保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

※事務局から資料2により説明

【 質疑・応答 】

片倉議長

ただ今、事業所内保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について、説明がありました。

ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

はい、中島委員。

中島委員

従業員枠の定員が設定されていますが、実際に利用する従業員の方はどのくらいいるのでしょうか。

片倉議長

事務局お願いします。

事務局

従業員のお子さんの入所手続きは事業者が直接行うことや、従業員のお子さんが必ず事業所内保育事業を利用するとは限らないこともあり、実際に従業員枠での保育を希望する従業員の人数は現時点では把握していません。しかし、あらかじめ事業者側で利用する想定従業員数を算定しており、その人数を基に従業員枠定員を確保し認可申請しています。

なお、従業員の子どもの保育希望者数も毎年変化する中で、希望者数が設定した利用定員を超えることも想定されます。この場合、制度的には、地域枠に空きがあればその空き部分を活用して受け入れることが可能となっていますが、本市では先進自治体の事例を参考に、市民の入所待ち児童が解消されるまでの間、このような弾力的な児童の受け入れは行わないことを、事業者側と協議しています。

中島委員

事業所内保育事業では、従業員の子どもの入所が優先されるのでしょうか。

片倉議長

事務局お願いします。

事務局

事業所内保育事業の入所の流れですが、地域枠については、他の保育所と同様に市に入所申請を出していただき、その後、保育課が入所の調整を行うことから、希望どおりに入所できないということもあります。

一方、従業員枠は、事業者の福利厚生の一環として保育する面が強く、入所希望者は直接事業者に出すこととなり、市の入所調整を受けることはありません。

この入所の流れの違いを考えると、従業員の子どもの優先的に入所できるとも言えると思います。

片倉議長

他にございますか。はい、進藤委員お願いします。

小林委員

認可外保育施設からの移行ということですが、保育の質の確保は担保されているのでしょうか。

片倉議長

事務局お願いします。

事務局

市の条例により部屋の面積や保育士の必要配置数など基準が定められており、この基準を満たす見込みです。これにより保育の質も一定の水準に保たれるものと考えます。

片倉議長

全国的に保育の需要が伸びている中で、事業に必要な保育士の確保は大変ですが、認可保育施設になると、自治体の基準が設けられており、その分保育の質は確保されているものと思います。

片倉議長

他に意見はありますか。

それでは意見がないようですので、事業所内保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について、議題を終了いたします。

(3) 袖ヶ浦市子育て応援プランの一部変更に係る意見聴取について

片倉議長

次に、議題(3)袖ヶ浦市子育て応援プランの一部変更に係る意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

※事務局から資料3により説明

【 質疑・応答 】

片倉議長

ただ今、袖ヶ浦市子育て応援プランの一部変更に係る意見聴取について、説明がありました。ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。
はい、弘中委員。

弘中委員

応援プラン変更後の確保方策・提供量の表で、昭和地区の平成28年と平成29年を比べると61人の増加となっています。昭和地区において、特設新設されたクラブはないと思いますが、説明をお願いします。

事務局

変更案は平成29年度以降の確保方策・提供量を修正したものであり、平成27年、平成28年の表記は現行計画のままです。そのため、変更案では1年で61人増加したように見えますが、現行計画の策定後にクラブの新設や定員の見直しがあり、平成28年には既に210名が確保された状態になっています。

弘中委員

昭和地区には昭和小学校区と奈良輪小学校区の2つの小学校区が含まれている中で、確保方策については最終年度である平成31年には235人と前年比25人の増加を見込んでいるようですが、来年度昭和地区に1クラブを新設すると聞いています。これは定員25人のクラブが新設されて、確保方策も25人増加したという解釈でよろしいでしょうか。

また、今後、袖ヶ浦駅の海側の人口増加に対する対応策等昭和地区としてどのように見込んでいるのでしょうか。

片倉議長

事務局をお願いします。

事務局

最終年度である平成31年度の見込み数235人は、各小学校区に対する確保方策・提供量を見込むものではなく、昭和地区の2つの小学校区に対する全体的な確保方策、提供量として見込んでいます。

また、今後児童数が増加すると予想される奈良輪小学校区の放課後児童クラブの整備については、今後の人口推計や奈良輪小学校区の児童見込み数等により検討していく中で、次期計画の中で定めることを検討していきます。

弘中委員

変更案では確保方策・提供量は増加を見込んでいますが、それに対する指導員の確保策はどのように考えているのでしょうか。

事務局

幼稚園や保育所等と同様に、適正な人員配置ができるよう各クラブにおいて指導員の適正管理を行っていただいています。

片倉議長

よろしいですか。他にありますか。

片倉議長

はい、中島委員。

中島委員

放課後児童クラブは専任の指導員ということですが、資格を持った方が配置されているのでしょうか。

片倉議長

事務局お願いします。

事務局

放課後児童クラブの指導員は、小中学校教員資格や保育所、幼稚園教諭の資格を有する人もいます。また、平成32年4月以降は、研修を受講して資格を取得した放課後児童支援員を各クラブへ置くこととしています。そのため、平成27年度から順次各クラブの指導員が放課後児童支援員研修を受講し、資格取得を進めております。また、この資格取得研修は千葉県の主催により開催されており、各市町村に年間に受講できる人数を割り振って研修を実施していることから、市でも各クラブの指導員が均一的に資格取得できるよう受講申し込みを調整しています。

中島委員

今までは各放課後児童クラブと市が無関係であると思っていました。連携して事業運営を実施しているということですが、どのように連携しているのでしょうか。

事務局

放課後児童健全育成事業は、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートしたことにより地域子ども・子育て支援事業の1事業に位置付けられました。これにより、放課後児童健全育成事業は、事業に従事する者や員数、また、施設の保育する面積や開所日数等、国が省令で基準を

定め、市で条例を制定し、その基準に沿って適切な運営が行われているか等、運営者と確認や情報交換を行っているところです。

片倉議長

他に何かありますか。

それでは意見がないようですので、袖ヶ浦市子育て応援プランの一部変更に係る意見聴取について、議題を終了いたします。

(4) その他

片倉議長

次に、議題（4）その他について、事務局から何かありますか。

※事務局から「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 平成30年度の予定」により来年度の予定について説明

片倉議長

委員の皆様から何かありますか。

ないようですので、その他の議題を終了します。

本日の議題は全て終了しましたので、進行を事務局に戻します。

7 閉会